

第 5463 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 5月10日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 生産性向上設備投資促進税制の改正

Q：生産性向上設備投資促進税制が改正されたようですが、どのようになったのですか？

A：上乗せ措置が平成29年3月31日をもって廃止となります。

【解説】

生産性向上設備投資促進税制とは、青色申告法人が、平成26年1月20日から平成29年3月31日までの間に生産性向上設備等を取得して、その法人の事業の用に供した場合には、取得価額の50%（建物及び構築物は25%）の特別償却と取得価額の4%（建物及び構築物は2%）の税額控除との選択適用を認めるという制度です。なお、平成28年3月31日までに取得等をしてその法人の事業の用に供した場合には、その事業に供した事業年度において即時償却と取得価額の5%（建物及び構築物は3%）の税額控除との選択適用を認めるという上乗せ措置が講じられていました。

今回の税制改正では、次の改正がなされました。

- ①生産性向上設備投資促進税制は平成29年3月31日をもって廃止となります。
- ②平成28年3月31日まで認められていた上乗せ措置は、期限をもって廃止となりました。

なお、中小企業者等が特定生産性向上設備等を取得等をして指定事業の用に供した場合の即時償却と取得価額の7%（特定中小企業者等は10%）の税額控除との選択適用の上乗せ制度は、平成29年3月31日までとなっていますので注意してください。

